

特典充実! ネットで手続可能に! ふるさと納税のPRをお願いします

○ご存知ですか?ふるさと納税

ふるさと納税は、「生まれ育ったふるさとに貢献したい」、「お世話になった地域を応援したい」という思いを実現する観点から、個人の方が都道府県や市区町村に寄附をした場合に、所得税・住民税から一定の寄附金控除が受けられる制度です。つまり、市外にお住まいの方が秩父市にふるさと納税をした場合、住所地に納めている住民税の一部を秩父市に納税することと同じ効果があります。

秩父市にご寄附いただいた方に特典を贈呈していますが、このたび、内容を充実してリニューアルしました。金額に応じてご希望の特典が選べます。また、クレジットカード決済を導入し、インターネットでの手続ができるようになりました。

市外在住の友人・知人、ご親戚の方にぜひこの制度についてご紹介ください。

○ふるさと納税をするには?

インターネットから手続ができます。電話の場合は、秩父市専用番号にお申し込みください。

☎ <http://www.citydo.com/furusato/official/saitama/chichibu>

【ふるさと納税センター 秩父市専用番号】

0800-170-2049

○市内事業者の皆さんへ～特典商品を募集します!～

市内事業者の商品を特典に採用します。採用に当たっては、審査がありますので、下記へお問い合わせください。

- 採用条件**
- ・市内事業者が製造または販売する品物
 - ・特典として適している品物
 - ・市税の滞納がないこと

☎ 財政課 22-2203

「ふるさと納税」特典の一例

寄附額	特典内容
1万円以上、2万円未満	ふるさとセット、メープルの菓子、太白芋の菓子、豚肉の味噌漬、うどん・そば、味噌、地酒、ワイン、きのこ など
2万円以上、3万円未満	秩父夜祭観覧席券 (20人限定)、秩父銘仙ネクタイ など
3万円以上、5万円未満	地酒 など
5万円以上、10万円未満	秩父プレミアムツアー (15人限定)、秩父銘仙ストール
10万円以上、30万円未満	市内旅館ペア宿泊券、高級羽毛ふとん など
30万円以上、50万円未満	一眼レフカメラ、ゴルフクラブセット など
50万円以上	秩父銘仙着物、一眼レフカメラ、自転車 など

※特典の対象者は市外在住の個人に限ります。

☎ ねんきん定期便等専用ダイヤル
057010581555

※祝日・年末年始を除き、平成28年3月15日(火)まで日本年金機構が開設

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付された方については、来年2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「ふるさと納税」で ご寄附をいただきました。

市では、「ふるさと納税」制度により広く寄附を募っておりますが、平成27年4月から9月の6か月間に、13件552,000円の温かいご寄附をいただきました。

この寄附金は、ご寄附いただいた方の希望された使い道に沿った事業に大切に使用させていただきます。

☎ 財政課 22-2203

ご寄附をいただいた方	
青木 満 様	10,000円
匿名希望 様	3,000円
吉澤 豊久 様	200,000円
匿名希望 様	3,000円
立田 博久 様	200,000円
匿名希望 様	10,000円
島田 重夫 様	50,000円
匿名希望 様	10,000円
南波 秀樹 様	16,000円
匿名希望 様	10,000円
山中 敏雄 様	10,000円
匿名希望 様	10,000円
匿名希望 様	20,000円

次のようなメッセージをいただいています	
青春を過ごした秩父へ (青木 満 様)	
わがふるさと秩父のために一役 (匿名希望 様)	
溪流釣りや登山、三十四所観音巡礼など、秩父にはたくさんの思い出があります。休日は秩父で過ごすことが多いので、少しでもお役にたてればと思います。(匿名希望 様)	
高校卒業まで暮らした秩父のために。(山中 敏雄 様)	

希望された使い道		
環境に優しい秩父づくり	4件	39,000円
おもてなしの心で迎える秩父づくり	2件	53,000円
助け合い温もりの秩父づくり	1件	200,000円
使い道はおまかせ	6件	260,000円

国民年金保険料

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、全額が所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付された方については、来年2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます